

環境宣言

【基本理念】

公益社団法人鳥取県人権文化センターは、この美しくかけがえのない地球を未来に残すという基本的な考えのもと、私たちを含む人間の事業活動や生活が、地球の環境を損なうことと引き替えに成り立っていることを自覚し、全職員が職場で、環境への負荷を低減する取組を実践するとともに、環境に有益な影響をもたらすサービスの提供に全力で取り組み、持続可能な発展に貢献します。

【基本方針】

当センターは環境に関する法的及びその他の要求事項を順守するとともに、次に掲げる取組を中心とした環境改善活動と汚染の予防及び環境保護に努めます。

- (1) 当センターの事業を遂行する中で、施設の利用者の増加を図り、利用者一人当たりの事業コストの縮減を行って、資源の効率的な利用を進めます。
- (2) 可燃ゴミ排出量の削減及び古紙の利用など資源のリサイクルにも努め、環境負荷の低減に取り組みます。

これらの取組を推進するため、環境改善のための目標を定め、環境管理システムにより確実に推進し、定期的に見直しを行って継続的な改善に努めます。

また、この環境宣言は、当センターの全ての職員に周知し、広く一般に公開します。

制定 平成20年12月1日

改定 平成28年 8月1日

公益社団法人鳥取県人権文化センター
会長 前田 義 機